

令和 2 年 8 月 1 3 日

西三河各地区剣道連盟  
理事長・事務局長 様

西三河剣道連盟 理事長 大田義弘  
審査講習委員会 委員長 岡田正直

愛知県剣道連盟からの下記特別措置の対応について西三河剣道連盟では 級審査の剣道基本技稽古法は対象級全て**基本技 1 + 基本技 2**を **審査指定技**とすることで決定いたしましたので各地区対象会員にもれなくご周知いただきますようお願いいたします。

方法は防具着用し、竹刀にて空間打突で変わりありません。

愛 剣 連 発 第 4 7 号  
令 和 2 年 8 月 1 3 日

各 位

一般財団法人愛知県剣道連盟  
理 事 長 祝 要 司  
審査委員長 尾 野 博 之

令和 2 年度特別措置  
一般財団法人愛知県剣道連盟  
剣道級審査会（1 級～3 級）及び段審査会（初段～三段）について

一般財団法人愛知県剣道連盟では新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9 月以降に実施する剣道級審査会（1 級～3 級）及び段審査会（初段～三段）につきまして、令和 2 年度特別措置として下記の通り審査要領を一部変更して実施いたします。審査に要する時間を短縮し、3 密を少しでも回避することが目的です。受審者の皆様方におかれましては、趣旨をご理解いただき、円滑な審査会の実施にご協力くださいますようお願い申し上げます。

剣 道 級 審 査 会

●木刀による剣道基本技稽古法

3 級 ⇒ 基本 1～4 の中から 2 種目実施（各地区で選択する）

2 級 ⇒ 基本 1～6 の中から 2 種目実施（各地区で選択する）

1 級 ⇒ 基本 1～9 の中から 2 種目実施（各地区で選択する）

※地稽古については従来通り実施する。

剣 道 段 審 査 会

●実技審査

初段 ⇒ 地稽古 2 回のみ ※基本は実施しない。

二段 ⇒ 地稽古 2 回のみ ※基本は実施しない。

三段 ⇒ 地稽古 2 回のみ ※基本は実施しない。

※形審査については従来通り実施する。